



しあわせ便り

第12号

しあわせ創研が「長島町の皆様だけ」に、しあわせをお届けします。

発行者：しあわせ創研(社会保険労務士事務所)
社会保険労務士 門元 隆臣
携帯電話：090-5249-4848

鹿児島県出水郡長島町蔵之元230番地 〒899-1301

Fax/Tel: 0996-88-5326

Mail: info@shiwase-ci.com

WebPage URL: http://shiwase-ci.com/

スマホ登録
QRコード



～ご相談はご連絡いただければ当方が伺います～

しあわせ便りは一人の社会保険労務士、門元隆臣の個人的見解を発信しているものであり、他の社労士諸氏にはまた別の考え方もある旨ご承知おきください。

◆気になるあれこれ「特別支給の老齢厚生年金」

年金は65歳から貰えるもの、と思っていませんか？ 確かに国民年金は65歳から貰う老齢基礎年金がよく知られています。しかし、年金の納付期間が10年以上あり、かつ厚生年金保険に1年以上加入していた人は、65歳前から年金がもらえる特例があります。「特別支給の老齢厚生年金」といい、下表の方が対象になります。対象者には、厚生年金保険加入中の報酬額に比例した部分年金額が支給されます。

男 性		女 性	
生 年 月 日	受給年齢	生 年 月 日	受給年齢
S24.4.2～S28.4.1	60歳	S29.4.2～S33.4.1	60歳
S28.4.2～S30.4.1	61歳	S33.4.2～S35.4.1	61歳
S30.4.2～S32.4.1	62歳	S35.4.2～S37.4.1	62歳
S32.4.2～S34.4.1	63歳	S37.4.2～S39.4.1	63歳
S34.4.2～S36.4.1	64歳	S39.4.2～S41.4.1	64歳

さらに、65歳からは老齢基礎（厚生）年金を加えた満額の年金が支給されます。

昭和29年前生まれの男性はすでに65歳になっておられ、満額を受給しておられるので、対象とはなりません。この他に船員・坑内員の期間が15年以上ある方も65歳前（55歳～）の受給が可能です。

こういった特例は、あまり周知されておらず、受給権があるのに、支給申請をしていない方が多くおられます。さらに、対象者に年金事務所から通知が来ることもなく、申請しないと受給できない制度です。

また、老齢年金は受給を先延ばしにすれば、その後の受給額は増えますが、特別支給の老齢厚生年金は受給しなくても65歳以降の年金額が増えることはないのです。心当たりのある方は一刻も早く、年金事務所又は、しあわせ創研までお問い合わせ下さい。

また、老齢基礎年金の受給資格期間は、平成28年8月に、従来の「25年以上」が「10年以上」に改定されていますので、年金を諦めていた方も受給権が発生することがありますので、お問い合わせ下さい。

What's? 社労士 社労士の具体的な業務6「経営者に寄り添う」

経営者は会社の全責任と、従業員の生活の全てを担っています。それゆえ、独りよがりになりがちで、孤立することもしばしばです。会社の経営は、経営者一人ではできません。

社労士は、経営者と経営幹部、社員との橋渡しをします。経営者に寄り添い悩みを聞き、時には意見をし、より良い経営を社員と共に目指します。

5月の総務課ダイアリー

- ・ 5月10日…源泉税・市町村民税納付期限
- ・ 前年度賃金の集計～労働保険料の年度更新（7月）に必要です。

4コマまんが

行け、しあわせさん!!

Vol.12 しあわせさん、走る!!

